**総新株予約権付社債権者通知請求書**

　　　　年　　月　　日

株式会社証券保管振替機構　御中

会社名

担当者の役職・氏名

連絡先の電話番号 （　　　）　　　－

当社は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第218条第５項及び貴社が定める株式等の振替に関する業務規程第246条第１号の規定に基づき、総新株予約権付社債権者通知請求を行いますので、同条第２号に従い、下記１．のとおり届け出ます。なお、この届出に基づく請求にあたっては、下記２．に掲げる場合のいずれにも該当する事実がないことを確約いたします。

記

１．総新株予約権付社債権者通知請求の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 総新株予約権付社債権者通知対象銘柄 |  |
| 銘柄コード |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 新株予約権付社債権者確定日 | 　　　　年　　月　　日 |  |
| 総新株予約権付社債権者通知請求の理由（該当するものを選択して○を付してください（複数指定可）。） |  | 新株予約権付社債権者に対し、優待制度の実施その他振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者共通の利益のためにする行為をするため |
|  | 新株予約権の目的である株式の上場廃止、免許取消しその他発行者、株主、新株予約権者又は新株予約権付社債権者に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるため |
|  | 新株予約権付社債の発行要項において定められた事由が生じたため |

|  |
| --- |
| 振替新株予約権付社債に係る社債権者集会の招集のために総新株予約権付社債権者通知請求を行う場合には、以下の事項を記載してください。 |
| 「社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）」の利用の有無（該当するものを選択して○を付してください。） |  | 有 |  | 無 |

２．正当な理由が認められない場合

（１）人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。

（２）犯罪目的を有するとき。

（３）公序良俗に反するとき。

（４）第三者への漏えいを目的とするとき。

（５）新株予約権付社債権者に対する営業行為を行う目的であるとき。

（６）発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。

以上

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（記載上の注意）

本請求書の提出は、新株予約権付社債権者確定日（新株予約権付社債権者確定日が非営業日の場合は、実質上の新株予約権付社債権

者確定日）の前営業日から起算して7営業日前の日の16時までに行ってください。